

三枝国際特許事務所



副所長 弁理士

中野 瞳子氏

五感で感じるおいしさを数値化 官能評価で特許取得へ

市場に投入する際に、訴求していく項目をまずは決める。

—数値的評価は。

中野 検定機器を用いた絶対的評価と、官能評価による相対的評価を副次的としてセットで出願することが望ましい。たゞ、例えばそしやくする時、時系列で食感は変わることがあります。たとえば、成分Aと成分Bを組み合わせるという方法が一般的です。これは機器で測定して数値化することは、研究室ではない一般企業では難しいと思う。そのためには、官能評価により権利化することを一つの方法だと思っていると思う。そして、権利化が他社との差別化戦略につながる。

—官能評価とは。

中野 機械ではなく人の項目をまずは決めることが評価すること。人の五感で行うこと。よって、み、酸味、フレッシュ感で使うこと。また、官能評価による「予想外の効果」も特許取得に有効とのことで話す。また、官能評価による特許取得について中野弁理士に聞いた。

「オンライン戦略」を目指す上で、その一つの手段においては、一般的には甘さを人の五感で具現化する官能評価がある。一般的には甘味、酸味、塩味、苦味、うま味、辛味、淡味、こく、香りなどの項目が身近だろう。三枝国際特許事務所の中野瞳子弁理士は「機械的測定値に、官能評価を加えての出願がより望ましい」と話す。また、官能評価による「予想外の効果」も特許取得に有効とのことで、官能評価による特許取得について中野弁理士に聞いた。

—官能評価とは。

中野 何を特徴とし、差別化していくか。その項目をまずは決めることができる。

—官能評価の出願傾向は。

中野 特許出願は書面主義なので、実施した官能評価が精度高く確からしいものであることを明細書に記載することが重要である。参考になる明細書においては、統計学的有意差がある点で、また後者は多数のパネルで評価した結果が示されている点である。

—官能評価の出願傾向は。

中野 2019年に飲料分野で訴訟に発展した細書に記載することが重要な点で、また後者は多数のパネルで評価した結果が示されている点である。

—出願に関しては。法が詳細に記載されている点で、また後者は多数のパネルで評価した結果が示されている点である。

—官能評価の出願傾向は。

中野 特許出願は書面主義なので、実施した官能評価が精度高く確からしいものであることを明細書に記載することが重要である。参考になる明細書である。